

事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、プラスソーシャルインベストメント株式会社（以下、「この法人」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(事務局)

第2条 事務局には、営業・コンプライアンス・審査・管理・監査の部署を置く。
2 各部署の分掌は、別紙の「業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制」に定める。

(職員等)

第3条 この法人には、次に掲げる職員を置く。
(1) 代表取締役
(2) 取締役
(3) 監査役
(4) 部長（部署を統括する管理職）
(5) 専任職
2 代表取締役は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

(職員の職務)

第4条 この法人の職員の職務は次のとおりとする
(1) 代表取締役は、事務局の事務を統括する。
(2) 部長は、代表取締役の命を受けて、各部署の業務を統括する。
(3) 各部署の専任職は、部長の命を受けて、各部の業務に従事する。部長が空席の部署は、代表取締役・取締役が部長の職も兼ねる。

(職員の任命及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、代表取締役が行う。
2 職員の職務は、代表取締役が指定する。

(事務の決裁)

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が立案し、各部署の部長及び取締役の決

済を受けて実施する。

(代理決裁)

第7条 代表取締役、部長が不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定するものが決裁することができる。

第8条 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(規格外の対応)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表取締役が取締役会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、取締役会の決議による。

附則

この規程は、令和4年3月18日より施行する。

業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制

